

決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、整備を求める地方の声は切実なものがある。

高齢化、少子化が進展している中、地域間格差の解消を図り、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路から生活道路までのネットワークの整備が重要である。

これまで、我が国の道路は道路特定財源制度により、緊急かつ計画的に整備が進められてきたが、未だその状況は質・量ともに十分であるとは言えない。

このような状況の中、道路財源法等道路関係法案が再議決により成立したが、一方、「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定され、道路整備に大きな不透明感が生じている。

今後の道路整備の在り方の具体化に当たっては、整備を求める地方の実情・財政状況等について、十分に把握するとともに、納税者の理解を得ることが必要である。

そのためにも、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、受益者負担の原則のもとに自動車利用者が負担している税の用途は、納税者の理解を得られるものとする。

一、高速道路から日常生活に身近な生活道路まで、バランスのとれたネットワークの整備や、慢性的な渋滞の解消、開かずの踏切対策、交通事故対策をはじめ、自動車利用者が求める道路整備については、必要な予算を確保し、滞ることなく着実に推進すること。

特に、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、地方道路整備臨時交付金を継続すること。

一、高速道路については、国際的にも割高となっている高速道路料金の引下げや、スマートインターチェンジの整備等の措置を講じ、利用者の利便性向上に努めること。

一、高齢化する道路ストックの増大に対応し、適時適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行い、安全性・耐久性を高めること。

一、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

平成二十年五月二十七日